

伊丹市延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長を行う延長保育事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「延長保育事業」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号の規定に基づき実施する事業（以下「延長保育」という。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(実施要件)

第3条 本事業の対象施設は、「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号。以下「国要綱」という。）により事業を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所（以下「実施施設」という。）とし、次の各号の要件を具備しなければならない。ただし、保育標準時間を超えて2時間の延長保育を利用した児童がいる施設にあっては、国要綱に定める平均対象児童数の実施要件は適用しない。

- (1) 法第27条第1項又は法第29条第1項の確認を受けていること。
- (2) 事業を適切かつ円滑に運営するに足りる職員を配置していること。
- (3) 対象児童に対し、適宜、間食・給食等を提供すること。
- (4) 日々の対象児童の受け入れについて、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

(対象児童)

第4条 本事業の対象児童は、法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を

受けた児童で、やむを得ない理由により延長保育を必要とする児童。

(延長保育の申請等)

第5条 実施施設は、延長保育を必要とする児童については、その保護者に、延長保育申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出させなければならない。

2 実施施設は、前項の申請書を受理したときは、延長保育の実施の可否を決定し、延長保育決定通知書（様式第2号）によりその旨を保護者に通知しなければならない。

(延長保育の停止)

第6条 実施施設は、児童の保護者から延長保育停止届（様式第3号）が提出された場合は、延長保育を停止するものとする。

2 実施施設は、前項に規定する場合のほか、延長保育の必要がなくなった児童又は延長保育の利用が不適当となった児童について、延長保育停止通知書（様式第4号）により当該児童の保護者に通知し、延長保育を停止することができる。

(保育料)

第7条 実施施設は、延長保育を利用した児童の保護者から別表に定める延長保育料を徴収するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、延長保育に関して必要な費用を「伊丹市私立保育所等特別保育事業費補助金交付要綱」（平成17年4月制定）に基づき交付する。

(調査・報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、補助金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求めることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施 行 期 日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この要綱による改正後の伊丹市延長保育等事業補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日以後に行われる事業について適用する。

付 則

1 この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この要綱による改正後の伊丹市延長保育等事業補助金交付要綱の規定は、平成15年4月1日以後に行われる事業について適用する。

付 則

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年度に実施した延長保育等事業分より適用する。

(経 過 措 置)

2 この要綱による第6条の規定は、平成18年4月1日以後に行われる事業について適用し、施行前に行われた伊丹市延長保育等事業の保育料については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年度に実施した延長保育事業分から適用する。

別表 延長保育料徴収金額表（第7条関係）

(単位：円)

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			
		施設の開所時間以降			施設の開所時間内
階層区分	定義	1時間	2時間	3時間	
第1	保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親である世帯	0	0	0	0
第2	第1階層を除き、当該年度分(延長保育を受けた月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分)の市町村民税を課されない世帯	1,000 0	2,000 0	3,000 0	0
第3	第1階層及び第2階層に該当しない世帯	4,000 0	7,000 0	9,000 0	500